



各 都 道 府 県 知 事

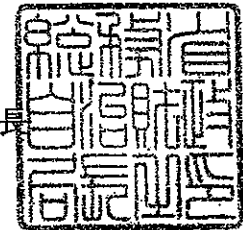
(財政担当課、市町村担当課、第三セクター担当課扱い)

各 指 定 都 市 市 長

(財政担当課、第三セクター担当課扱い)

殿

総務省自治財政局長



第三セクター等の改革について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。)の健全化判断比率等の公表等に関する規定は、本年4月1日から施行されたところであり、平成19年度決算から適用されます。

これに伴って、健全化判断比率の一つである将来負担比率には、地方公社、第三セクターの負債・債務のうち一定部分が一般会計等負担見込額として算入されることとされていますが、その算定を通じて、個々の地方公社、第三セクターの経営状況についても明らかになることが見込まれます。

このような状況の下、政府は、地方公共団体財政健全化法の施行を踏まえ、「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日閣議決定。以下「基本方針2008」という。)において、「第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進める。」こととしています。

第三セクター等の改革については、これまでも積極的な取組を要請してきたところですが、地方公共団体財政健全化法の施行に当たって、基本方針2008に基づき、第三セクター等の改

革を集中的に実施するため、「第三セクター等の資金調達に関する損失補償のあり方について（中間まとめ）」（平成19年10月17日債務調整等に関する調査研究会報告）及び「地域力再生機構（仮称）」研究会最終報告（平成19年12月20日）を踏まえ、下記のとおり、ガイドラインを策定しましたので通知します。

各地方公共団体においては、基本方針2008、ガイドライン等を踏まえ、第三セクター等の存廃を含めた集中的な改革を進められるようお願いいたします。

また、政府は、第三セクター等の再生を支援する仕組みとして、「株式会社地域力再生機構法案」を国会に提出し、基本方針2008においても、「地域経済の建て直し、地域の雇用の確保の観点から、中規模企業や第三セクターの事業再生と面的再生に向けた取組を、第三セクター改革等と連携しながら、地域金融機関や地方公共団体等の理解・協力を得つつ行う地域力再生機構を創設する。」こととし、さらに、総務省としても、多額の債務を抱える第三セクター等についての処理方策等について、「債務調整等に関する調査研究会」において、課題を整理し対応の検討を開始することとしておりますので、これらも踏まえ、適切に取り組まれるようお願いいたします。

おって、各地方公共団体における第三セクター等の存廃を含めた改革の取組状況等については、今後、総務省において定期的に調査を実施することを予定しておりますので、念のため、申し添えます。

貴都道府県内市区町村にもこの趣旨を周知の上、その徹底を図られるようお願いいたします。

なお、本通知は、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

「第三セクター等の資金調達に関する損失補償のあり方について（中間まとめ）」（平成19年10月17日債務調整等に関する調査研究会報告）においては、関係地方公共団体に対し、

累積債務等により経営が著しく悪化した第三セクター等について、その存廃も含めた改革に関し、年限を区切った措置として「平成20年度までに外部専門家等で構成される『経営検討委員会』（仮称）を設置し、評価検討を行う」こと及び「その検討結果を踏まえ、平成21年度までに『改革プラン』（仮称）を策定する」ことを要請しており、また、「地域力再生機構（仮称）」研究会最終報告（平成19年12月20日）は、「現行の『第三セクターに関する指針』を補完する位置づけで、累積債務等により経営が著しく悪化している3セクに関し、新たに、総務省において上記のような内容のガイドラインを策定・通知するとともに、デュエ・デリジェンス等に関する機構のノウハウの活用や、事業再生についての機構の活用を、地方公共団体に対して、要請・助言することが適当である」としている。

今後、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）に基づく「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」（平成20年総務省告示第242号。以下「基準」という。）等により、第三セクター（このガイドラインにおいては、地方公共団体が25%以上を出資又は出えんしている法人、地方公共団体が損失補償等の財政援助を行っている法人その他地方公共団体がその経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人をいう。）及び地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。）の経営状況が明らかになることを踏まえ、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター及び地方公社（以下「第三セクター等」という。）の存廃も含めた改革を集中的に進めるため、以下の取組を平成21年度までに集中的に行うものとする。

1 経営検討委員会（仮称）の設置

(1) 経営検討委員会（仮称）の設置

経営が著しく悪化しているおそれがある第三セクター等に出資、出えん又は損失補償等の財政援助（以下「出資等」という。）を行っている地方公共団体は、第三セクター等の経営状況等の評価と存廃も含めた抜本的な経営改革策の検討を行うことを目的とする経営検討委員会（仮称）を平成20年度中に設置し、所要の評価・検討を開始するものとする。

(2) 経営検討委員会（仮称）の構成

経営検討委員会（仮称）の設置に当たっては、デュー・デリジェンスの専門家、公認会計士、弁護士等の経営や債務整理に関する有識者、学識経験者等の外部専門家の積極的な活用を図ること。

また、第三セクター等の改革が地域経済に与える影響を踏まえ、地域の経済団体や金融機関との連携にも意を用いること。

なお、経営検討委員会（仮称）の運営について、第三セクター等の対象事業に関わる行政施策を担当する部局だけではなく、行財政改革全般を担当する部局等も含めた対応を行うこと。

(3) 地方公共団体間の協力等

複数の地方公共団体が出資等を行っている第三セクター等については、関係地方公共団体間で連携を密にしつつ、共同で責任を持って経営検討委員会（仮称）の運営を行うこと。

また、都道府県は、市区町村の求めに応じて、企業会計に精通した人材の紹介を行うこと等により、市区町村の評価・検討の支援に努めること。

なお、第三セクター等は、デュー・デリジェンス等が適切に行えるよう経営検討委員会（仮称）に対する情報開示等に努めるものとする。

2 経営検討委員会（仮称）における調査と評価・検討

(1) 経営検討委員会（仮称）の検討対象の選定

経営検討委員会（仮称）において評価・検討の対象とする第三セクター等は、経営が著しく悪化しているおそれがあるものを幅広く対象とすること。

その選定に当たっては、監査委員とも協力しつつ、第三セクター等に対する財政援助に係る監査（「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第199条第7項前段）、出資法人に

対する監査（同項後段）、第三セクター等に対する予算の執行に関する調査（同法第221条第3項）及び外部監査制度（同法第252条の37第4項等）を活用し、その経営の実態を把握すること。

その際、基準第二の二の1の標準評価方式により評価を行った第三セクター等で、「B（地方団体要関与債務）」、「C（地方団体要支援債務）」、「D（地方団体実質管理債務）」及び「E（地方団体実質負担債務）」の評価となった第三セクター等は、実質的に経常赤字又は債務超過を抱える団体であることから、原則として、経営検討委員会（仮称）における評価・検討を行う対象とすること。

(2) 経営検討委員会（仮称）におけるデュー・デリジェンス等による経営分析と改革案の作成

評価・検討の対象として選定した第三セクター等について、専門家によるデュー・デリジェンスの結果も踏まえ、経営検討委員会（仮称）において資産・負債や損益の状況、営業キャッシュ・フローの動向、経営悪化の原因、さらには、当該第三セクター等に期待されていた役割、今後の関連市場の動向や経営の見通し、現状のままの経営を続けていった場合の地方公共団体の財政負担等について分析し、その分析結果に基づいて、第三セクター等ごとに、必要な改革案を検討すること。

その際、経営検討委員会（仮称）は、現状のまま経営を継続する場合や経営改革を行って経営を継続する場合、私的整理により事業再生を図る場合、民事再生法、会社更生法等に基づく法的な事業再生を図る場合、法的整理等により清算する場合等、様々な選択肢を幅広く検討し、当該第三セクター等に期待される役割に応じ、それぞれに伴う財政負担や効果等を明らかにして、必要な場合には、複数の選択肢を提示することが望ましいこと。

なお、政府は、事業の再生を支援することを目的として「株式会社地域力再生機構法案」を国会に提出しているところであり、事業再生を図る場合にはそのことに十分留意されたいこと。

さらに、このような改革案の検討においては、地方公共団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約等に基づく負担を負うことが原則であり、過度の負担を負うことのないように留意すること。

3 「改革プラン」(仮称)の策定等

(1) 「改革プラン」(仮称)の策定

各地方公共団体においては、経営検討委員会(仮称)の意見を踏まえて、それぞれの第三セクター等ごとの経営改革に関する方針を定めた「改革プラン」(仮称)を平成21年度中に策定すること。

(2) 議会への説明

議会に対しては、経営検討委員会(仮称)による経営分析や評価・検討の内容、「改革プラン」(仮称)の妥当性、各地方公共団体の財政運営に及ぼす影響について、十分説明すべきであること。

(3) 住民への情報開示

地域住民に対しても、議会に説明した内容について、より分かりやすい形で積極的に広報等を行う等により、十分な理解を得るよう努める必要があること。

(4) 「改革プラン」(仮称)の点検評価

地方公共団体は、「改革プラン」(仮称)の実施状況について、経営検討委員会(仮称)に対して、定期的に報告を行う等により、点検評価を実施すること。その際、監査委員監査、外部監査等第三セクター等に対する地方公共団体の監査体制を強化することが適当であること。